

平成 23 年 11 月 8 日

債権者各位

## 保全管理人就任のご挨拶

株式会社安愚楽牧場

保全管理人 弁護士 渡 邊 顯

前略

当職は、この度、株式会社安愚楽牧場（以下「安愚楽牧場」といいます）の民事再生手続が廃止されたことに伴い、東京地方裁判所から発せられた保全管理命令により保全管理人に選任されました。

この保全管理命令は、これまでの民事再生手続が廃止され、安愚楽牧場について破産手続の開始決定がなされるまでの間、安愚楽牧場の財産を保全するよう命ずるものです。財産の保全を目的とするものであるため、安愚楽牧場と債権者の皆様との関係は何の影響も受けませんし、安愚楽牧場の事業も当面継続されます。

民事再生手続の廃止の経緯については次のとおりです。

当職が、平成 23 年 11 月 4 日に東京地方裁判所から発せられた管理命令に基づき、管財人として安愚楽牧場の財産状況を調査したところ、安愚楽牧場の資金繰りが逼迫しており、早期に牧場および牧場内の牛を売却しなければ、早晚資金ショートする可能性があり、安愚楽牧場の財産保全はおろか、大量の牛が餓死し、社会問題となりかねない状況にあることが判明いたしました。

このような状況では、再生計画案の立案は極めて困難であり、手続を続行することは断念せざるを得ないと判断し、裁判所に対して民事再生手続の廃止を求める上申書の提出を行い、廃止決定を受けました。

今後は、破産手続に入ることを前提とした保全管理による早期の牧場及び牧場内の牛の処分という手段を講じることとなりますが、この方が資産処分を迅速化することができ、債権者の利益に資するものと思料します。

債権者の皆様におかれましては、かかる状況につきご理解たまわり、宜しくご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、保全管理命令については、安愚楽牧場のホームページ (<http://www.agura-bokujo.co.jp/>) におきまして、Q&A を公表しておりますので、そちらもご参照ください。また、問い合わせについては、次のコールセンターにご連絡頂ければと存じます。

株式会社安愚楽牧場コールセンター

電話 0120-130-560

FAX 03-3274-2447

以上、取り急ぎご挨拶申し上げます。

草々